



子育て・教育



妊娠・出産・子育て

問 子育て相談センター ☎561-2339 FAX561-2491

種 別	対象者	内 容	場 所	備 考
相談	妊婦、パートナー 子育て中の保護者など	保健師、助産師、保育士が妊娠・出産・子育ての相談を受けます。	さわやか保健センター 月～金曜日8:30～17:15	随時(来庁、電話、メール) soudan-kosodate@city.kusatsu.lg.jp

妊娠した時

種 別	対象者	内 容	場 所	備 考
母子(親子)健康手帳の交付	妊婦	母子(親子)健康手帳をお渡しします。マイナンバーがわかるものと本人確認ができるものを持参してください。	さわやか保健センター 月～金曜日 8:30～17:15	妊娠期から学童期までの母と子の健康記録となります。
妊婦健康診査受診券交付		妊婦健康診査に対する助成をします。助成上限あり。		医療機関での健診に使用します。
妊婦相談および訪問指導		随時、相談に応じます。必要な人には家庭訪問を行い、相談に応じます。	さわやか保健センター および自宅など	—

産後

種 別	対象者	内 容	場 所	備 考
産後電話相談	産後1か月頃までの産婦	助産師などが産後の体調や育児の様子について電話でお聞きします。	さわやか保健センター 月～金曜日9:00～16:00	—

子どもの健康

すこやか訪問

問 子育て相談センター ☎561-2339

- 1回目:生後4か月になるまでのお子さんがおられるすべてのご家庭に助産師または保健師が訪問し身長、体重計測や情報提供、育児相談をします。
- 2回目:生後6か月頃から1歳未満のお子さんがおられるご家庭に保育士が訪問し、絵本の読み聞かせ(ブックスタート事業)を行います。育児相談もしています。

乳幼児健診

問 子育て相談センター ☎561-2331

- お子さんの発育や発達、健康状態を保護者とともに確認します。
- 4か月児健診(受診場所・委託医療機関)、10か月児健診・1歳6か月児健診・2歳6か月児健診・3歳6か月児健診(受診場所・さわやか保健センター)があります。
- 詳しい日程などは、「さわやか健康だより」をご参照ください。



お子さんの相談・教室など

種 別	対象者	内 容	場 所	備 考
妊婦教室	妊婦とご家族	妊娠中の生活、栄養管理の講話、ヨガ、沐浴体験、交流会	草津市役所	事前予約制 広報くさつ、子育て応援サイト・アプリ「ぽかぽかタウン」を参照
離乳食レストラン	4～10か月児を持つ保護者（乳児同伴）	離乳食相談・調理の見学と試食	さわやか保健センター、地域まちづくりセンターなど	事前予約制 広報くさつを参照
発達相談	おおむね4歳まで	お子さんの発達についての心理士による相談	さわやか保健センター	事前予約制

その他（医療費助成など）

種 別	対象者	内 容	申請場所
未熟児養育医療給付事業	該当児	医療費の一部を公費により助成	申請は子育て相談センターへお越しください。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療給付券を持つ児	日常生活用具を給付	
特定不妊治療費助成 男性不妊治療費助成	該当者	県の助成を受け、特定不妊治療（保険外診療分）を受けられた人に、治療費の一部を助成	
不育症治療費助成	該当者	不育症の治療や検査に要した費用（保険外診療分）の一部を助成	
おとなの風しん予防接種費用助成	該当者	風しん予防接種費用の一部を助成	

子どもの予防接種

問 健康増進課 ☎561-6683

草津市・栗東市・守山市・野洲市の医療機関で受ける個別接種を実施しています。詳しくは、市ホームページまたはさわやか健康だより年間保存版をご覧ください。
※接種対象年（月）齢や接種方法以外で接種した場合、有料となります。



子育て支援

児童手当 問 子ども家庭課 ☎561-2364

対象 15歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育している人

支給額（月額） ◆ 0～3歳 15,000円
◆ 3歳～小学校修了前
第1・2子 10,000円
第3子以降 15,000円
◆ 中学生 10,000円
※所得制限額を超えている場合は、特例給付となり児童1人あたり月額5,000円を支給します。

支給時期 2～5月分 6月
6～9月分 10月
10～1月分 2月

※公務員の人は、勤務先から支給されますので、勤務先へご確認ください。
※現況届…毎年6月に所得の状況や児童を監護しているかなどの要件を確認しています。
※公的個人認証付きマイナンバーカードをお持ちの人は、児童手当の一部の申請について電子申請を行うことができます。詳しくは子ども家庭課までお問い合わせください。

南草津駅前子育て支援拠点施設「ミナクサ☆ひろば」

問 子育て相談センター ☎561-2339

毎日、お話の時間や、楽しいあそびを計画しています。

場 所 西友 南草津店2階（野路一丁目）

日 時 火～日曜日 9:00～17:00
（年末年始除く、不定休あり）

対 象 市内在住または在勤のご家族で、小学3年生までのお子さんとその保護者を対象としています。
（ただし、お子さんのみのご利用はできません）

子育て支援センター「ぽかぽかタウン」

問 子育て相談センター ☎561-2339

保育士による遊び場の提供や子育て相談、子育てサークルなどの情報提供などを行い、お子さんの健やかな育ちを応援しています。
「きらきらルーム」や砂場のあるテラスは、親子交流の場として自由に遊べます。毎月、栄養相談やふれあい遊び、お話し会などのイベントを開催しています。
身長と体重計測を随時行っています。

場 所 さわやか保健センター3階

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始除く）
9:00～16:00

対 象 市内在住の未就園の子どもとその保護者



地域子育て支援センター

問 子育て相談センター ☎561-2339

市内2か所の保育所に併設。お母さん同士の交流や子育て相談ができます。

●みのり保育園

場 所 みのり保育園（上笠一丁目9-15）

日 時 園庭開放 月～土曜日（9:00～16:00）
園舎開放 木曜日（9:00～12:00）

●くさつ優愛保育園モンチ

場 所 くさつ優愛保育園モンチ（南笠町777）

日 時 園庭開放 月～金曜日（9:30～16:00）
園舎開放 月～金曜日（9:30～12:30）

笠縫東児童センター

問 子育て相談センター ☎561-2339

あゆみ保育園に併設された私設の児童センターです。館内外でさまざまな催しをしています。

場 所 笠縫東児童センター（平井二丁目13-3）

つどいの広場「まめっこ」「くれよん」

問 子育て相談センター ☎561-2339

市内在住のおおむね3歳未満のお子さんとその保護者が気軽に交流するための広場です。

●まめっこ

場 所 リーデンスタワー草津 TOWER111 1階
（大路一丁目7-1）※正面は豆の木保育園

日 時 月～金曜日、第3土曜日 10:00～16:00
（祝日、年末年始除く）

駐車場 駐車場はありません。

●くれよん

場 所 長寿の郷ロクハ荘内（追分七丁目11-1）

日 時 火～金曜日 10:00～16:00
（祝日、年末年始、ロクハ荘休館日除く）

駐車場 近くのロクハ公園駐車場をご利用ください。

草津市子育て応援サイト&アプリ「ぽかぽかタウン」

☎ 子育て相談センター ☎561-2339

子育て世代の皆さんの知りたい情報を分かりやすく発信しています。

●webサイト
http://kusatsu-kosodate.jp

草津市 ぽかぽかタウン

●アプリのダウンロード

iPhone版(App Store)はこちら

Android版(GooglePlay)はこちら

- 乳幼児健診日を通知(設定要・アプリのみ)
- 子育てサークル&お出かけ情報を発信
- ブログ記事にコメント&スタンプで交流
- 市の子育てサービスや制度も探しやすい

●アプリの設定方法



ファミリー・サポート・センター事業

☎ ファミリー・サポート・センター ☎564-7895

子育てを手伝ってほしい会員と子育てを手伝いたい会員との相互援助活動をサポートする事業です。

たとえばこんなとき…

- ◆ 保育園・幼稚園のお迎えに間に合わない
- ◆ 急な用事で子どもを連れて行けない など

【対象】 生後3か月～12歳

【料金】 700円／1時間あたり(時間外は800円)
※ガソリン代が別途かかります。
※事前に会員登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。

赤ちゃんの駅

☎ 子育て相談センター ☎561-2339

市内施設で、授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」をご利用いただけます。栄養相談も行っています(不定期)。
※あなたのお店でも「赤ちゃんの駅」の登録をお願いします。【民間施設登録】



草津っ子サポート事業

☎ 子ども家庭課 ☎561-2364

子育て世帯の身体的、精神的な負担を軽減するため、1歳未満の子どもを養育している家庭に、1時間あたり500円で家事や育児のお手伝いをするヘルパー派遣を行っています。(6時間を限度)

多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業

☎ 子ども家庭課 ☎561-2364

産前から1歳未満の多胎児を養育している家庭で、日中支援者がいない家庭を対象に家事や育児のお手伝いをするヘルパー派遣を行っています。

子育て短期支援事業

☎ 子ども家庭課 家庭児童相談室 ☎561-2373

保護者が、仕事や病気のため一時的に児童の養育が困難なときに、その子どもを児童福祉施設などで預かり、養育・保護を行う事業です。
前年の所得によって、費用を負担していただきます。実費負担も必要です。
利用方法、利用料金など、詳しい内容はお問い合わせください。

家庭児童相談室

「子育てがづらい」「しつけの仕方がわからない」など子どもや家族に関するさまざまな問題について相談できます。

- ◆ 妊産婦と18歳未満の子ども、その家族を対象とした相談を行っています。
- ◆ お子さんのことで気にかかること、心配なこと、イライラすることなど、1人で悩まないでご相談ください。

【利用時間】 月～金曜日 8:30～17:15
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み。

【利用方法】 電話での相談 ☎561-2460
直接相談に来ていただくこともできます(要予約)。
相談の内容によっては、家庭訪問もします。

【利用料金】 無料

【場 所】 さわやか保健センター3階



「虐待では?」と疑ったら… あなたの声が子どもを守ります

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に大きな影響を与え、子どもの人権を最も侵害するものです。
虐待を受けたと思われる子どもを見つけたり、「おかしい」と感じたら、迷わず下記まで連絡(相談)してください。連絡は、匿名で行うことも可能で、連絡者のプライバシーは厳重に守られます。また、確認の結果、虐待の事実がなくても責められることはありませんので、安心して連絡してください。

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189

滋賀県中央子ども家庭相談センター (児童虐待ホットライン)

☎562-8996(24時間対応)

24時間子供SOSダイヤル

☎0120-0-78310

子ども家庭課 家庭児童相談室

☎561-2460

●見逃さないで「助けてサイン」

◆ 子どもからのサイン

- ・ 不自然なあざ・やけど・打撲
- ・ 極端にやせている、栄養失調状態
- ・ 衣服やからだが不潔
- ・ 無表情、大人を見るとおびえる
- ・ 落ち着きがなく乱暴、情緒不安定

◆ 保護者からのサイン

- ・ 子どもの健康や安全への配慮がされていない
- ・ 衣類、寝具が不衛生
- ・ 子どもを家に置いたまま、よく外出する
- ・ イライラして、子どもによくあたる
- ・ 地域との交流がなく、孤立している

里親が求められています

～あたたかい愛情を必要としている子どもたちがいます～

☎ 滋賀県中央子ども家庭相談センター ☎562-1121
子ども家庭課 家庭児童相談室 ☎561-2373

「里親」とは、児童福祉法に基づき、親の病気や離婚などさまざまな理由により家庭で生活することが難しい子どもを一時的、継続的に預かり、あたたかい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていただける人のことです。
里親制度にご理解・ご協力いただける人は、お問い合わせください。

幼稚園

※施設の一覧は市HPへ

☎ 幼児課 ☎561-2365 FAX561-6780

通園区域は全市1区。どの園にも入園の申し込み可能です(定員を超えた場合は抽選)。新年度の入園申し込みは、11月頃受付予定です。
また、未就園児活動も行っています。

公立幼稚園の「預かり保育」について

預かり保育を実施している幼稚園に在籍される希望者が対象です。「働きながら我が子を幼稚園に通わせたい」という保護者の声にお応えし、教育時間終了後や長期休暇中にお子さんをお預かりしています。
預かり保育の申し込み方法や実施内容は、幼児課または実施園へお問い合わせください。

【実施日】 通常の保育のある日ならびに夏休み、冬休みおよび学年始末休みの期間中の月～金曜日(祝日、年末年始、学校行事などの振替休日を除く)

【時 間】 通常保育のある日
通常保育開始前の8:00～8:30
通常保育終了後～16:30
夏休み、冬休みや学年始末休み
8:00～16:30

【対 象】 預かり保育実施園に通園している園児

公立幼稚園の「3歳児親子通園事業について」

市内の幼稚園、認定こども園、保育園(所)のいずれにも在籍していない在宅の3歳児とその保護者が対象です。
幼稚園での親子通園体験を通して、生活経験を広げ、豊かな人間性の芽生えやあたたかい人間関係を育むことを目的としています。
また、保護者の子育て支援や交流を図りながら、地域の子育てを応援します。
申込方法や実施内容は、幼児課または実施園へお問い合わせください。

私立幼稚園

各園ごとに特色を生かし、教育を行っています。対象年齢・保育料・教育時間・入園申込みなど、詳しくは各幼稚園に直接お問い合わせください。



認定こども園

※施設の一覧は市HPへ

問 幼児課 ☎561-2365 FAX561-6780

認定こども園とは

幼稚園と保育所の両方の特徴を生かした施設です。保育対象や保育時間を広げ、保護者の就労に関わらず(3歳児以上の場合)、就学前の教育・保育を一貫して提供する施設です。さらに、幼稚園や保育所、認定こども園に通っていない場合でも、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行います。詳しくは、幼児課または各施設へお問い合わせください。

保育所(園)

※施設の一覧は市HPへ

問 幼児課 ☎561-2365 FAX561-6780

保育所(園)とは

保護者の就労や病気などのために、保育を必要とする就学前の子どもを預かり、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。入所申請や相談は、幼児課または各保育所へお問い合わせください。また、保育所などに入所される前のお子さんとその保護者を対象とした未就園児活動で、地域の子育て支援をしています。実施内容や活動日程、対象地域などは、各保育所へお問い合わせください。

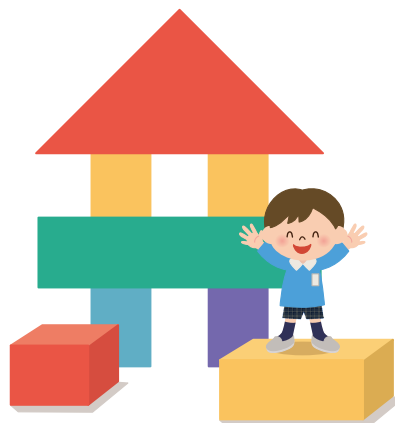
小規模保育施設

※施設の一覧は市HPへ

問 幼児課 ☎561-2365 FAX561-6780

小規模保育施設とは

ビルのテナントなどを活用した、市が定める認可基準を満たした施設です。0～2歳児の子どもを対象に、6～19人の定員規模で運営されます。職員数や保育室の面積基準などは認可保育所と同程度で、給食も各施設で提供します。施設の都合上、園庭がないこともあります。その場合は安全に遊べる公園が近くにあるなど、代替施設の使用を想定しています。詳しくは、各施設へお問い合わせください。



家庭的保育施設

※施設の一覧は市HPへ

問 幼児課 ☎561-2365 FAX561-6780

家庭的保育施設とは

保育士が自宅の一室などを保育室として活用し、0～2歳児の乳幼児を対象に市認可基準に基づいた保育を行っています。人格形成に重要な影響を与える乳幼児の時期に、通常の生活が行われている個人の居宅などで、家庭的な雰囲気の中で、子どもの成長と発達をきめ細やかに見守ります。入所基準は保育所入所基準と同じです。食事はお弁当およびおやつを持参します。詳しくは、各施設へお問い合わせください。



病児・病後児保育(オルミス、陽だまり)

問 子ども子育て推進課 ☎562-7882 FAX561-6780

急な病気で集団保育が難しい時などに、草津市在住で生後6か月～小学3年生までの全ての病児・病後児を対象に、保育士や看護師がいる専用施設で一時的にお子さんを預かり、保育・看護をします。病児とは発症間もない急性期(発熱など)の児童、病後児とは病気が峠を越え回復期ではあるがまだ集団生活には適さない児童です。利用は予約制です。利用キャンセルは必ず朝8時までに病児保育室へ連絡をしてください。

オルミス・陽だまりの違い

- ・オルミスはコス小児科にて当日8:30～の入室前診察(保険診療)。
- ・陽だまりはかかりつけ医にて前日または当日に受診「病児保育室 医師意見書」を入手の上、入室時に陽だまりに提出。草津市在住者には意見書作成費用を陽だまり窓口に領収書提出で返金(2週間以内)。

施設の詳細

施設名	所在地	予 約	開室時間	利用料金	問合せ・予約
病児保育室 オルミス	野村8-3-10 コス小児科内	原則前日 (平日8:00～19:00)まで 空きがあれば、 当日11:00まで	月～金曜日 8:00～17:00 最長19:00まで延長可 (休み)土曜日・日曜日・ 祝日、年末年始、盆期間	17:00まで 2,000円 延長料金 30分毎に 500円	☎535-0155 コス小児科オルミスホームページ http://www.kos.-clinic.com/ormis/
病児保育室 陽だまり	矢橋1660 草津総合病院 敷地内併設	原則前日 (平日8:00～19:00)まで 空きがあれば、 当日12:00まで	月～金曜日 8:00～17:00 最長19:00まで延長可 (休み)土曜日・日曜日・ 祝日、年末年始	17:00まで 2,000円 延長料金 30分毎に 500円	☎516-2171 ※当院小児科初診時は 選定療養費5,000円要 http://www.kusatsu-gh.or.jp/ghk/about/childcare



イラストで思い出を振り返ろう!

幼いときの思い出をイラストにして残しておこう。お子さんと一緒にどうぞ!!



年 月 日

できごと

お子さんと一緒に思い出をイラストにしてみよう!



児童育成クラブ ※施設の一覧は市HPへ

問 子ども子育て推進課 ☎562-7882 FAX561-6780

児童育成クラブとは

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後および学校休業日に、適切な遊びと生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図る施設です。入所申請などの詳細については、子ども子育て推進課までお問い合わせください。

学校教育

小学校へ入学前

問 スポーツ保健課 ☎561-2423

就学時健康診断

小学校入学に際しては、前年の9月下旬に通知書をお送りし、10～11月に健康診断を実施します。

小中学校へ入学するとき

問 学校教育課 ☎561-2421

入学通知書

小中学校に入学する年の1月下旬にお送りします。なお、次の場合は、学校教育課に連絡してください。

- ◆ 入学通知書が届かない場合
- ◆ 入学通知書に記載している小中学校以外の学校に入学を希望する場合

転入学(市外の学校から転校する場合)

市民課で、転入手続きをされたあとに学校教育課から発行する「転入学通知書」と、前の学校が発行した「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を持って、転入学通知書で指定された学校へ行ってください。

転出学(市外の学校へ転校する場合)

市民課で、転出手続きをされたあとに学校教育課から発行する「転入学通知書」を、今まで通っていた学校へ提出し、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」をもらい、転出先の教育委員会で手続きをしてください。

市内で住所が変わった場合(市内間の転居をした場合)

市民課で転居手続きをされたあとに、学校教育課から「転入学通知書」を2通発行します。今まで通っていた学校に「転入学通知書」を1通提出し、「在学証明書」を受け取ってください。新たに通う学校に、もう1通の「転入学証明書」と「在学証明書」を提出してください。

就学を援助します

問 学校教育課 ☎561-2421

小中学校就学援助制度

市内に在住する人で、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、義務教育を円滑に受けることができるように、教育費の一部を援助する制度です。所得など一定の基準がありますので、詳しくは就学されている学校もしくは学校教育課までお問い合わせください。

青少年のために

問 生涯学習課 ☎561-2427

青少年の健全育成

社会性豊かで自ら未来を切り拓き、たくましく生きる青少年を育成するため、青少年健全育成市民運動を推進するとともに、学校・家庭・地域のもつ教育力を生かし、子どもと大人の協働による地域学習社会の創造を目指した活動を展開しています。

- ◆ 地域協働校推進事業の展開
- ◆ 青少年育成市民運動(青少年主張発表大会、青少年育成大会など)の推進など
- ◆ 青少年問題協議会の開催
- ◆ 家庭教育支援の推進
- ◆ 子ども読書活動の推進
- ◆ 青年国際交流事業(青年海外協力隊出前授業、青年海外派遣激励)の推進
- ◆ 青少年健全育成団体等指導者研修会の開催
- ◆ 成人の日記念式典・20歳のつどいの開催
- ◆ 少年センター・あすくる草津との連携

少年センター・あすくる草津

青少年の非行防止活動をはじめ相談活動、街頭巡回活動、有害環境浄化活動などの推進、無職少年対策や立ち直り支援事業(あすくる草津)に取り組み、青少年の抱える複雑かつ多様な問題を明らかにし、その解決のため、関係機関・団体、少年補導委員などの支援のもと、積極的な指導や支援に努めています。

所在地 草津市大路二丁目11-51(草津合同ビル)
☎562-6561 FAX567-0557

時 間 8:30～17:15(相談受付 9:30～16:00)

休館日 土曜日・日曜日・祝日

ひとり親家庭などへの支援

問 子ども家庭課 ☎561-2364 FAX561-6780

児童扶養手当

対象者

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない家庭、父または母が重度の障害の状態にある家庭などで、18歳未満の児童を監護している母または父、父母にかわって養育している人

支給額(月額)

- ◆ 児童1人のとき
全部支給 42,500円
一部支給 42,490～10,030円
 - ◆ 児童2人のとき 5,020～10,040円加算
 - ◆ 児童3人目以降 1人につき3,010～6,020円加算
- ※所得制限により手当が受けられない場合があります。
※支給額は毎年変更することがあります。

支給時期

4月、8月、12月にそれぞれの前月分まで支給されます。
※2019年11月以降は奇数月に年6回、各2か月分が支給されます。
※現況届…毎年8月に受給要件の確認が必要です。

ひとり親家庭への支援

母子・父子自立支援員による母子・父子家庭におけるさまざまな悩み(生活、就労、育児、経済的問題など)の相談に応じ、自立に向けたサポートを行っています。
また、離婚前の相談も行っています。ひとりで悩まず気軽にご相談ください。

自立に向けて、資格・免許取得のための助成があります

※事前に相談・申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

- ◆ 自立支援教育訓練給付金
就労に向けて受講した教育訓練講座の受講費用の一部を助成します。
- ◆ 高等職業訓練促進給付金
養成機関で1年以上のカリキュラムを受講する期間の生活資金を援助します。
- ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
高校を卒業していない親または子が、高卒認定試験の合格を目指して受講した講座の受講費用の一部を助成します。

子どもの居場所事業

ひとり親家庭の生活の安定のため、中学生を対象に家庭や学校とは違う「第三の居場所」を提供します。



発達支援

問 発達支援センター（渋川福祉センター内） ☎569-0353 FAX566-5144

相談・支援事業

心身の発達に支援を必要とする人が地域で安心して暮らしていけるよう、本人、家族、関係者の相談に応じます。乳児期から成人期に至るライフステージに合わせ、一貫した相談支援を行います。

対 象	内 容	問合せ・予約
在宅乳幼児	お子さんの発達や子育てについて、専門相談員が相談に応じます。	●3歳6か月健診以前のとき 子育て相談センター ☎561-2331 ●3歳6か月健診後のとき 発達支援センター ☎569-0353
保育園（所）、幼稚園、認定こども園、学校などに在籍の児童	本人や家族、園所、学校などからの相談に応じます。お子さんの状況に合わせて心理発達検査や医療相談を実施し、課題を明らかにしながら、個々に応じたかかわりの具体的な手立てについて支援します。 また、必要に応じて、本人や家族の継続的なカウンセリングを行っていきます。	各在籍園所、学校
青年・成人期の人	社会生活を送る上で困り感をいっている人、発達障害の人に対して、ご自身のことや社会生活の理解を深めるための相談を行っています。 必要に応じて心理検査などを実施したり、関係機関などをご紹介させていただいたりします。	発達支援センター ☎569-0353

※各相談は原則予約をお取りください。
※相談開始時に成育歴などをお聞きすることがあります。

障害児通所支援

※施設の一覧は市HPへ

草津市内にお住まいの人を対象に、児童福祉法における通所支援のサービスについて申請を受け付けています。事業内容の詳細については、各サービスを提供している事業所にお問い合わせください。

事 業	対象者	内 容
児童発達支援	乳幼児健診などで経過観察となり、療育が必要と判断された児童	発達に支援を必要とする児童とその保護者への支援を提供します。通園を通して、子どもに発達や生活の基礎的な力を培うとともに、家庭での養育を支援します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状況などで、外出することが著しく困難な児童	重度の障害などで外出が困難な児童に対し、在宅で発達支援を行い、社会生活を支援します。
医療型児童発達支援	身体機能に障害があり、リハビリなどの治療や療育が必要と判断された児童	必要な治療を行うとともに、日常生活の動作や集団生活への適応などに関する援助を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通っている児童の中で、生活やコミュニケーション、遊びなどにさまざまな困難があるために、丁寧な支援が必要な児童	子どもが集団生活を送る上でのさまざまな課題について、専門職が保育所などに一定期間継続して訪問し、子どもの発達や障害特性に応じた助言、相談を行います。園所などのスタッフに加え、保護者に対しても相談・支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童	授業の終了後や休業日に、集団生活を通して生活能力の向上や社会との交流の促進、放課後などの居場所を提供します。



障害児相談支援

児童福祉法の障害児通所支援を利用している障害児を対象に障害児支援利用計画を作成します。障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かい支援を行います。

相談支援ファイル

一人ひとりに応じた「継続した支援」を受けるために、その人の成長や記録を書き込むノートです。このノートを使うことで、関わる機関が支援を必要とする人が医療、保健、福祉、教育、就労などのライフステージにおいて、切れ目ない支援を行う手助けになります。

ことばの教室・通級指導教室

問 学校教育課 ☎561-6034
おもに5歳児・小・中学生を対象に、ことばや発達の偏りに関する指導や相談を行う教室です。
利用を希望される場合は、お子さんが通っておられる園所・学校にご相談ください。

教室名	開設場所
老上中通級指導教室	老上中学校
新堂中通級指導教室	新堂中学校
矢倉小通級指導教室	矢倉小学校
南笠東小通級指導教室	南笠東小学校
山田小通級指導教室	山田小学校
渋川小通級指導教室	渋川小学校
山田小ことばの教室	山田小学校
老上小ことばの教室	老上小学校

やまびこ教育相談室

問 学校教育課 ☎561-6034
学校に行きにくい小・中学生を対象に、登校・自立をめざした活動や支援を行う教室です。
利用を希望される場合は、お子さんが通っておられる小・中学校にご相談ください。または、直接（☎563-1270）までお電話ください。

教室名	開設場所
適応指導教室「やまびこ」	青地町1086番地（教育研究所内）

※教室外活動などもあります。

